



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 中国蘇南農村における高齢者の生活と老親扶養の性格：開弦弓村を事例に                                                 |
| Author(s)        | 坂下, 明彦; 王, 鄢; 朴, 紅                                                                |
| Citation         | フロンティア農業経済研究, 23(2), 67-81                                                        |
| Issue Date       | 2021-03-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/83078">https://hdl.handle.net/2115/83078</a> |
| Type             | journal article                                                                   |
| File Information | 23(2)_09_WANG_PARK_SAKASHITA.pdf                                                  |



## 中国蘇南農村における高齢者の生活と老親扶養の性格 —開弦弓村を事例に—

北海道大学大学院農学院 王 鄢  
北海道大学大学院農学研究院 朴 紅  
北海道地域農業研究所 坂 下 明 彦\*

Positioning of Elderly People's Life in Inter-generational Relations and Characteristics of  
Old-age Family Support in Sunan Rural Area, China  
—A Case Study of Kaixiangong Village

Yan Wang<sup>a</sup> and Hong Park<sup>b</sup> and Akihiko Sakashita<sup>\*c</sup>

<sup>a</sup> Graduate School of agriculture, Hokkaido University

<sup>b</sup> Research Faculty of Agriculture, Hokkaido University

<sup>c</sup> Hokkaido Agriculture Research Institute

### Summary

The purpose of this paper is to examine the life of the elderly from economic, living, and spiritual aspects in Kaixiangong Village and to clarify the nature of old-age family support in the eastern coastal villages. Due to their pensions, elderly people are independent, except in case of sickness and other emergencies. It is even likely that the elderly support their children economically and for their lifestyle, which is a voluntary choice by the elderly and leads to their mental comfort. Therefore, children are required to provide full-fledged care to the elderly only for a relatively short period, from the time they lose their ability to care for themselves to their death. However, when such full-fledged care is prolonged, external oldage support is required.

### I はじめに

日本と同様に、中国においても高齢化は大きな社会問題となっている。農村部の高齢化は都市部より深刻化しており、60歳以上<sup>注1)</sup>人口のうち、農村部に9,930万人（農村人口の14.9%）が居住しており（2010年）、都市部の4,631万人（都市人口の11.4%）の2倍強となっている<sup>注2)</sup>。農村高齢者

の19%が中国の貧困ライン以下の生活を強いられており（蔡他[6]）、農村の社会保障制度は十分に機能していないとされている。年金制度を例にとると、2009年から「新型農村社会養老保険制度」（以下「新農保」）が実施されたが、加入者は2009年の3.2億人から2014年の5億人（農村人口の約80%）へと増加したものの、給付水準は低いレベルに留まっている<sup>注3)</sup>。

\* Corresponding author : sakash@agecon.agr.hokudai.ac.jp

高齢者の生活、とりわけ農村高齢者のそれは、一般的に就労による所得や財産収入などでは維持できず、社会的扶養も不十分である。そのため、扶養の担い手は依然として家族となっている<sup>注4)</sup>。特に子世代による老親（高齢者）扶養は、儒教文化における家族倫理観の影響のもとで当然視され、子世代の義務として法的規定も受けている<sup>注5)</sup>。

老親扶養は、経済面での生計支援、生活面での身の回りの世話、精神面での支えという3つの要素からなっている（森岡[23]）。

従来の老親扶養は、同居する子世代が同一家計の中で親の衣食住の面倒を見るというのが一般的であった。しかし、1990年以降、農村での核家族化や出稼ぎによる若年層の流出により親との別居形態が現れ、従来型の老親扶養の家族的な基盤が弱まっていると言える（郭[2]、陳[11]、王[26]）<sup>注6)</sup>。

また、親子間の経済的な関係も親が早く引退して子の世話になるというかつての姿から変化が起きている。子世代が親からの金銭的支援を求める傾向が強まり、親の財産や労働の「搾取」などという事例報告が多数に上る（李[24]）。親と子の間の養育＝扶養関係にも変化が起きている。親から子への支援期間の長期化がそれであり、親子の「交換関係」の変化の中で老親扶養を位置づける必要がある（陳[11]）。この交換関係は子供の独立時に発生し、経済面での不平等は精神面で補うことができ、持続的な交換関係は老親扶養を有利とするとされる（王[25]）。

以上のように既存研究では、親子関係の変化が捉えられ、老親扶養を親子の交換関係から捉えるという方法的提起はなされている。しかし、高齢者の家族内における位置づけとその変化に対応した老親扶養の内実について実態調査を通じて明らかにした研究は存在しない。

老親扶養は、家族のおかれている状況、いわば社会経済の発展度によってタイプ分けをすることができる。それは発展段階であり、なおかつ地域

性をもって現れていると考えられる。それを仮説的に提示すると、一体型、中間型、独立型である<sup>注7)</sup>。

まず、一体型タイプは老親扶養の3側面である経済面、生活面と精神面を一体的に行う家庭内扶養を指している。これは、従来の伝統的な老親扶養の一形態であり、現在でも内陸農村部、特に貧困地域で一般的である。

つぎに中間型タイプは、都市部と経済発展の著しい沿海部の農村地域で主流となっている扶養形態である。親世代はそれなりの経済力を持ち自活が基本であり、子世代による扶養は生活面と精神面でのサポートが中心である。前者は罹患時の身の回りの世話であり、後者は心の支えである。また、社会保障制度がある程度整備されているため、在宅訪問介護や施設の利用などが可能となっている。

そして、第三の独立型タイプは、精神面でのサポートが中心となる扶養形態である。これは現時点では社会保障制度が高度に発達している大都市部において、経済的に恵まれたごく一部の親世代に限定される。生活面と経済面については親世代の自活か社会的扶養に依存している。このタイプは、親世代と子世代が経済的にそれぞれ独立しているが、精神面では強いつながりを持ち、老親扶養の形態としては最も理想的なタイプとされている。

中間型タイプは、伝統的な一体型タイプと独立型のタイプの間に位置しており、農村部においては現段階では最も先進的な老親扶養のタイプである。

そこで、本論文ではこの中間型タイプの実態を明らかにするために、農村工業化が進展した沿海部の農村を取り上げ、高齢者の収入状況や衣食住の水準を明らかにするとともに、そこでの親子関係のあり方と老親扶養の性格を明らかにする。

対象とする開弦弓村は、郷鎮企業による農村工

業化の「蘇南モデル」として取り上げられ、その民営化以降も農家は兼業と自営業収入による所得が確保されたため、子世代の流出が少なく、三世代世帯が比較的維持されている都市近郊型農村である。

注1) 中国では「高齢者權益保障法」により60歳以上の人を高齢者として規定しているが、本論文では年金の取得年齢、即ち男性60歳、女性55歳を高齢者として定義付ける。また、農村高齢者は、農村戸籍を有する高齢者を指す。

注2) 2010年の人口センサスによる。

注3) 「新農保」は2015年に「都市住民養老保険」と統合され、「都市・農村住民基本養老保険」となるが、加入者は主に農村戸籍を有する者であり、給付額は従来の低い水準のままである(図1を参照)。

注4) 高齢者に対する経済的扶養は自活によるものを除くと、家族扶養と社会的扶養からなる。自己の財産収入や就労による生計維持は自活であり、家族扶養は家族による生計維持、社会的扶養は公的扶助・社会保障による生計の維持である(袁輪[21])。

注5) 中国高齢者權益保障法[13]を参照のこと。

注6) これに関連して、2000年以降になると子世代の農外収入が親世代の収入を上回り、「親を見下す」傾向が強まっている(肖[8])。家父長制の解体による親の権威の著しい減退(王[27])が従来の儒教的な規範意識を希薄化させているとされる。

注7) 王[25]は、この3つのタイプ分けをしているが、それを時系列的・空間的に位置付けているわけではない。

## II 開弦弓村の基本属性

老親扶養の考察をする前提として、まず調査地と調査対象の基本属性について述べる。

### 1. 開弦弓村の人口と家族

#### 1) 村の位置づけ

上海近郊に位置する開弦弓村<sup>注8)</sup>は、江蘇省蘇州市呉江区の一つの村であり、人口密度が高く、土地が少ない地域に属している。農業の産出のみでは所得が賄われず、兼業化が早い時期から進んでいた。改革開放後、蘇南モデルといわれた典型的な郷鎮企業によって工業化が発展した<sup>注9)</sup>。私営企業と家内工業の進展によって、農家は農外に就業し、家庭菜園以外の農地はほとんど上海ガニの養殖池として転用されている<sup>注10)</sup>。

農村工業化の進展によって若年層の大量流出が回避され、高齢者扶養の主体は家族であり(謝他[7])、直系家族間において典型的な互惠関係が依然として存在している(常[14])。また、開弦弓村は農業が主産業ではない<sup>注11)</sup>が、その居住者がほとんど農村戸籍を有しており、社会保障制度の整備が立ち遅れている農村地域に属している。

#### 2) 人口の推移

表1は開弦弓村の1935年から2017年までの人口の推移を示している。1960年から1990年までの人口数は1,800人台であり、全国動向とは異なり人口爆発を経験していない。これは、人口扶養力との関係で産児制限が行われた結果であり、それは女性の人口比の低さに表れている。1980年代初頭からは「一人っ子」政策が実施され、その影響で人口減と高齢化が進展を見せている。1990年と2017年の比較では人口が204人減少し、60歳以上の割合は15.0%から33.6%へと倍増している。その一方で、15歳未満の割合は9.3%となっている。

表1 開弦弓村の人口推移

単位：人、%

| 年次   | 計     | 男   | 女   | 60歳以上 | 15歳未満 |
|------|-------|-----|-----|-------|-------|
| 1935 | 1,455 | 771 | 684 | 6.4   | 32.2  |
| 1956 | 1,440 | 804 | 636 | 6.5   | 30.4  |
| 1966 | 1,899 | -   | -   | -     | -     |
| 1981 | 1,761 | 950 | 811 | 11.1  | 24.7  |
| 1985 | 1,826 | 940 | 886 | 12.3  | 19.1  |
| 1990 | 1,834 | 921 | 913 | 15.0  | 16.9  |
| 2009 | 1,645 | 816 | 829 | 25.9  | 9.1   |
| 2015 | 1,640 | 788 | 852 | 33.4  | 8.4   |
| 2016 | 1,640 | 781 | 859 | 33.1  | 9.3   |
| 2017 | 1,630 | 783 | 847 | 33.6  | 9.3   |

資料：朴他[17]より引用。ただし、2015年以降は村民委員会資料。

### 3) 家族形態と構成

家族の形態は、一般に核家族、直系家族、複合家族、その他と分類される<sup>注12)</sup>。表2は、1936年から2017年までの家族形態の変化を示したものである。

まず、核家族の割合は1930年代の23.7%から1960年代の40%台まで上がり、1964年の44.7%がピークとなった。その後、減少傾向にあり、2017年には25.8%となっている。

この背景には1960年代前半までは一軒の家屋に同居していた複数の夫婦が独立して家屋を構えるようになったことがある(謝他[7])。それにより、核家族の急増と直系家族の減少がもたらされた。その後、直系家族の割合が増加を見せ、2017年には全体の6割強を占めている。それは、この地域の住宅用地の制限(謝他[7])や1980年代以降の一人っ子政策により、分家が抑えられ、家族が拡大して直系家族に変化したためである。複合家族

表2 形態別の家族割合の推移

単位：%

|      | 1936 | 1950 | 1964 | 1987 | 2007 | 2017 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 核家族  | 23.7 | 32.3 | 44.7 | 39.5 | 29.2 | 25.8 |
| 直系家族 | 45.5 | 35.5 | 20.5 | 44.5 | 60.8 | 60.6 |
| 複合家族 | 3.3  | 4.9  | 2.4  | 0    | 0    | 0    |
| その他  | 27.6 | 27.4 | 34.4 | 16.0 | 10.1 | 13.6 |

資料：謝他[7]。2017年は村民委員会資料により作成。

はそもそも例外的であり、その他世帯も減少している。つまり、高齢化は進みつつあるが、直系三代家族が現在においても一般的なのである。

表3は現在の形態別・世代数別の家族構成を示している。直系家族が多いことはすでに述べたが、それに対応した3世代世帯が全体の51.9%を占め、4世代世帯を加えると60%を超え、多くの高齢者がその子供と同居していることが分かる。また、1世代世帯、2世代世帯はそれぞれ21.2%、17.0%であり、これは独居老人、高齢者と孫のみの中抜き世帯、および高齢夫婦世帯が多くを占めていると考えられる<sup>注13)</sup>。

表3 形態別・世代数別の家族構成(2017)

単位：戸、%

|    | 直系家族 | 核家族  |      | その他  | 合計    |
|----|------|------|------|------|-------|
|    |      |      | 夫婦のみ |      |       |
| 合計 | 258  | 110  | 48   | 58   | 426   |
| 割合 | 60.6 | 25.8 | 11.3 | 13.7 | 100.0 |
|    | 4世代  | 3世代  | 2世代  | 1世代  | 合計    |
| 合計 | 42   | 219  | 75   | 90   | 426   |
| 割合 | 9.9  | 51.4 | 17.6 | 21.1 | 100.0 |

資料：村民委員会資料により作成。

注：一世代世帯は独居や夫婦のみ世帯である。

## 2. 社会保障制度の概要と村の加入状況

社会保障制度、とりわけ年金保険制度は高齢者にとってますます重要になってきている。老親扶養の実態に入る前に、重要な背景として社会保障の体系と開弦弓村の年金加入の状況を概観する。

### 1) 中国の社会保障体系と農村部の公的年金保険制度

1978年の改革開放以降、中国が市場原理を導入したことにより、格差の拡大と失業率の上昇などの社会問題に対応するため社会保障制度が求められた。現行の社会保障制度は社会保険、社会救済、社会福祉、軍人保障からなっている(図1)。この中で、社会保険には養老保険(年金)・医療・失業・労災・出産育児に関わる保険制度があり、社会救

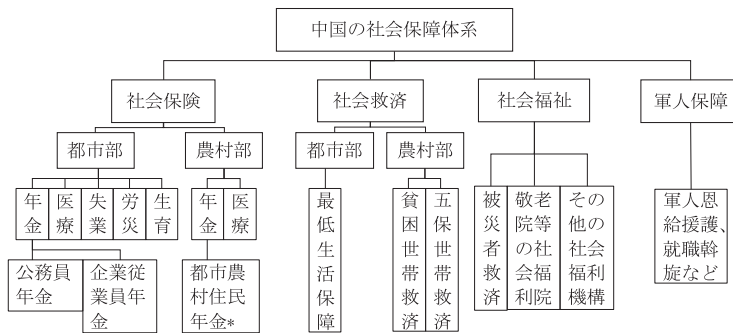


図1 現行の社会保障制度の体系

資料：于他[1] P.19を参考にして筆者作成。

注\*：2015年から新農保は都市住民の年金保険と統合され、「都市・農村住民社会養老保険」となったが、適用者の主体が農村戸籍を有する者である。

済には最低生活保障制度（日本の生活保護制度に相当）がある。さらに、社会福祉制度は高齢者、児童、障害者などの社会的弱者を、軍人保障制度は軍人・退役軍人およびその家族・遺族を対象とした優遇措置を行う制度である。

する改善策と思われるが、都市部と農村部での年金制度のシステムは異なっており、制度整備の序列、財源構成、受給水準をみても大きな差が存在している（表4）。

現行の都市・農村住民年金は、その前身が新農

表4 中国における各年金制度の基本内容と加入状況（2015年）

| 年金制度           | 機関事業団体職員年金制度                          | 都市企業従業員基本年金保険制度                                                                                                                                  | 都市・農村住民養老保険制度                            |
|----------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 中国語            | 機関事業単位退休養老金制度                         | 城鎮企業職工基本養老保険制度                                                                                                                                   | 城鎮居民基本養老保険制度                             |
| 略称             | 公務員年金                                 | 従業員年金                                                                                                                                            | 都市・農村住民年金                                |
| 実施時間           | 1955年                                 | 1997年                                                                                                                                            | 2015年（前身の新農保が2009年）                      |
| 対象者            | 行政機関・事業団体に勤める者（公務員・準公務員）              | 都市部の全ての企業に勤める者、個人加入者                                                                                                                             | 16歳以上の農村住民、都市部非就業者（在学生・従業員年金個人加入者を除く）    |
| 加入状態（強制／任意）    | 強制                                    | 強制                                                                                                                                               | 任意                                       |
| 保険料負担          | なし                                    | 雇用側：賃金の20%<br>個人：賃金の8%（注1）                                                                                                                       | 年間100元から2,000元まで12段階に設定、加入者の自由選択         |
| 財源構成           | 財政資金                                  | 社会プール基金：雇用側の保険料負担<br>個人口座：個人側の保険料負担<br>政府補助：財源不足の場合のみ                                                                                            | 個人口座：個人側の保険料負担<br>集団補助：選択的、政府補助あり        |
| 受給条件（注2）       | 資格期間：原則勤務20年以上、<br>受給開始年齢：原則男60歳、女55歳 | 資格期間：15年以上の保険料の納付<br>受給開始年齢：原則的に男60歳、女50歳                                                                                                        | 資格期間：15年以上の保険料納付、<br>受給開始年齢：原則男女ともに60歳   |
| 給付内容           | 定年退職前の賃金の70～90%                       | 個人口座：積立残高／係数月数（注3）<br>社会プール基金：<br>$[1+(C_1/W_1 + C_2/W_2 + \dots + C_n/W_n)/n]/2 \times \text{該当}$ （注4）<br>地域の平均賃金 $\times$ （納付年数 $\times 1\%$ ） | 個人口座：積立残高／係数月数（139）<br>社会プール基金：定額（地域差あり） |
| 被保険者数          | —                                     | 35,361万人                                                                                                                                         | 50,472万人                                 |
| うち 受給者数        | —                                     | 12,321万人                                                                                                                                         | 14,800万人                                 |
| 一人／月 受給額（全国平均） | —                                     | 2,251元                                                                                                                                           | 117元                                     |
| 収入合計額          | —                                     | 26,613億元（保険料収入：21,093億元、<br>うち 個人負担：7,728億元）                                                                                                     | 2,855億元<br>（保険料収入：700億元）                 |
| 支出合計額          | —                                     | 23,141億元                                                                                                                                         | 2,117億元                                  |
| 基金残高           | —                                     | 34,115億元                                                                                                                                         | 4,592億元                                  |

資料：于他[1]P.31と『中国社会保険発展年度報告2015』のデータにより筆者作成。

注1：雇用側が負担する保険料率は地域によって若干異なり、個人側負担の上下限には納付基数が該当地域の平均賃金の60～300%と定められている。

注2：受給開始年齢と退職年齢が一致している。女性管理職は退職年齢が5年間伸びる。

注3：係数月数とは退職年齢別の係数である。50歳定年の場合は195、55歳・60歳・65歳定年の場合はそれぞれ170、139、101である。

注4：Cnは第n年に納付した保険料額である。Wnは第n年該当地域の平均賃金である。nは保険料の支払い年数である。

保であり、受給額には地域差がある。例えば、2015年に蘇州市の受給額は月300円で全国平均（月117円）の約2倍である。加入者は在學生と公務員・従業員年金加入者を除く16歳以上の農村住民と都市非就業者<sup>注14</sup>であるが、農村住民が99%以上を占める。受給には原則として15年以上の保険料納付が条件とされるが、70歳以上の場合は保険料納付の実績がなくとも政府財源により受給ができる。2015年の年金財政（合計2,855億元）のうち個人負担の保険料収入はわずか700億元（24.5%）であり、残りは中央と地方政府の財政補填に依存している。

## 2) 開弦弓村の年金保険制度の加入状況とその他の高齢者福祉

表5は2018年における開弦弓村の年金保険制度への加入状況である。16歳以上の者のうち、都市従業員年金と都市・農村住民年金の加入者数が最も多く、それぞれ682人（53.2%）、593人（46.3%）である。そのほか、該当地域で農地を収用された者には「土地換保障年金」（以下が土保）が存在している（朴[17]）。これは、農家の土地が建設用地により収用された場合、毎年収用先から高齢者（男性が60歳以上、女性が55歳以上の者）に支払われる賠償金である。賠償金は収用の目的、用途、面積などによって組ごとに異なり、第13組では一人当たり年間980元である（2018年）。

その他の高齢者福祉に関するものでは高齢者手当と「一人っ子」手当がある。高齢者手当は地方

表5 開弦弓村における各年金保険の受給状況(2018年)  
単位：人、元

|                 | 公務員<br>年金 | 都市従業<br>員年金 | 都市・農村<br>住民年金 | 土地換<br>保障年金 |
|-----------------|-----------|-------------|---------------|-------------|
| 加入者数            | 不明        | 450         | 174           | 不明          |
| 受給者数            | 1         | 232         | 419           | 194*        |
| 小計              | 1         | 682         | 593           | 194*        |
| 一人当たり年間<br>の受給額 | 90,000    | 15,600      | 3,600         | 695         |

資料：村民委員会資料により作成。

注）＊には「土地換保障年金」以外に他の年金受給者の人数も含まれている。

政府の財源によって負担されており、その対象は蘇州市の農村戸籍でかつ80歳以上の高齢者である。80歳代では月50元、90歳代では月200元が給付されている。「一人っ子」手当は1980年代から実施しており、「一人っ子」証明書を有する親世代に対して60歳から月50～80元を給付する制度である<sup>注15</sup>。

## 3. 開弦弓村第13組の概要

開弦弓村の15の村民小組は、組平均でおよそ25戸の世帯から構成されている。ここでは組ごとの世帯数の中央値に属する第13組を選定し、23の世帯（No.1～No.23）について老親扶養の実態調査を実施した。23世帯の常住人口はおおよそ80人、別居している子供を含むと1世帯平均5.2人で、60歳以上が34人、そのうち80歳以上が7人である（2018年）。

ここでは、第13組の23世帯の学歴、初婚年齢、そして世代間の居住形態を確認し、世代間の変化を明らかにする。

### 1) 学歴と初婚年齢

図2は第13組の三つの年齢階層別の学歴を示したものである。23歳までの就学人口と児童を除き、高齢層（60歳以上）、壮年層（40-59歳）、若年層

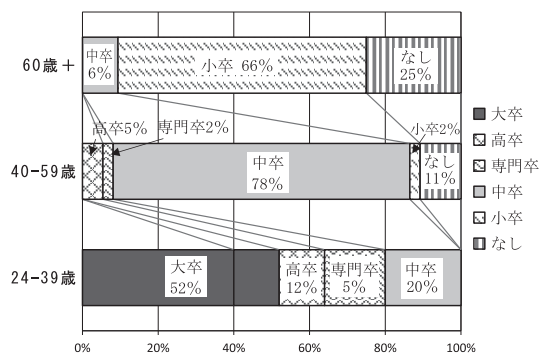


図2 年齢階層別の学歴

資料：村民委員会資料と聞き取り調査(2018年)により作成。

注：在学者を除く。

表6 初婚年齢の平均値

単位：歳、%

| 年齢階層   | 男    | 割合   | 女    | 割合   |
|--------|------|------|------|------|
| 20-29歳 | —    | 0.0  | 22.7 | 4.3  |
| 30-39歳 | 24.8 | 10.9 | 23.4 | 9.8  |
| 40-49歳 | 24.4 | 10.9 | 23.0 | 8.7  |
| 50-59歳 | 23.5 | 8.7  | 22.4 | 12.0 |
| 60-69歳 | 25.9 | 10.9 | 22.0 | 12.0 |
| 70-79歳 | 24.6 | 5.4  | —    | 0.0  |
| 80歳～   | 27.5 | 2.2  | 20.5 | 4.3  |

資料：村民委員会資料および聞き取り調査(2018年)により作成。

注：中国の法的結婚年齢：男性22歳、女性20歳。

(24-39歳)を比較すると、年齢層が低いほど学歴が高い。高齢層では小卒者(66%)が壮年層では中卒者(78%)が最も多いが、若年層では大卒者(52%)が多数を占めている。農村工業化によって、経済が発展している開弦弓村では教育がますます重視され、教育の高等化が見られるのである。

また、子供が配偶者とともに子世代と呼ばれるようになるのは、就職時ではなく結婚を契機とする。表6は第13組における各年齢層の男女別の初婚年齢を示している。20歳代

の女性はサンプル数が少ないので除外し、30歳代から80歳代の女性の平均初婚年齢を比較すると、高齢世代ほど初婚年齢が若くなっている。男性の場合には70歳未満ではやはり年齢が高いほど初婚年齢が若くなっている。

## 2) 世代間の居住形態

表7は第13組の23世帯について第一世代と第二世代(以下、F1とF2と略する)の同居と別居を示したものである。別居世帯(予定を含む)が6戸(予定は1戸)、同居世帯が17戸であり、同居が圧

倒的に多い。別居世帯についてみると、F2の住居とF1の住居の距離は、徒歩5分の近隣から車で10分間の元鎮政府所在地である廟港、さらに車で1時間の呉江区市街地などであり、全て頻繁に往来できる「近居」<sup>[注16)]</sup>である。

また、F2と既婚の第三世代(以下F3と略する)の居住状態をみると(表8)、予定を合わせ別居している世帯が3戸であり、F1とF2の居住形態より、別居割合が大きくなっている。また、就職している未婚者の居住状態と職業についてみると、No.13のF3は家族と同居しセーターの販売に協力しているが、No.15のF3は市区の消防団に勤め、家族と別居している。

このように、世代が新しくなると世代間の居住形態は別居の方にシフトしており、都市部で仕事をするものも多数となっている。居住状態の変化は、若い世代の職業に強く関係している。表7の同居世帯においてF2の44人のうち、19人が地元

の工場で就業している。また、50歳以下の女性は

表7 F1とF2の居住状態

| 世帯<br>(No.) | F1の年齢 |    | F2の年齢          |    | F2の職業      |       | 世代<br>の数 | 同居<br>世代 | F2の居住状態   |
|-------------|-------|----|----------------|----|------------|-------|----------|----------|-----------|
|             | 夫     | 妻  | 息子と嫁<br>or 婿と娘 |    | 息子or婿      | 嫁or娘  |          |          |           |
| 1           | 72    | 64 | 47             | 42 | 保険会社職員     | 清掃員   | 3        | 1        | 別居(呉江市区)  |
| 2           | 69    | 67 | 43             | 41 | 紡績品販売      |       | 3        | 1        | 別居(廟港市街地) |
| 3           | 64    | 55 | 34             | 35 | 機械製品の販売    | 一般社員  | 3        | 1        | 別居(嘉興市)   |
| 4           | 62    | ×  | 36             | 35 | 葬式用品の販売    |       | 3        | 1        | 別居(廟港市街地) |
| 5           | 58    | 54 | 32             | 30 | 会社職員       | 紡績女工  | 3        | 3        | 別居予定(盛沢市) |
| 6           | ×     | 84 | 55             | 53 | 小学校教師      | 主婦    | 4        | 3        | 別居(同村)    |
| 7           | ×     | 91 | ×              | ×  | ×          | ×     | 3        | 2        | 同居(F3)    |
| 8           | ×     | 89 | 55             | 52 | 工場工人       | 葬式運転手 | 4        | 2        | 同居        |
| 9           | ×     | 89 | 66             | 63 | 村幹部(広報係)   | 主婦    | 4        | 4        | 同居        |
| 10          | 86    | ×  | 53             | 51 | 建築工人       | 主婦    | 4        | 4        | 同居/自炊     |
| 11          | ×     | 84 | 54             | 54 | 元会計(転職中)   | 主婦    | 4        | 2        | 同居/自炊     |
| 12          | ×     | 83 | 53             | 54 | 酒工場工人      | 主婦    | 4        | 4        | 同居        |
| 13          | 83    | ×  | 58             | 54 | セーターの加工と販売 |       | 4        | 4        | 同居        |
| 14          | 73    | 70 | 48             | 50 | 車の運転       | 紡績女工  | 3        | 2        | 同居        |
| 15          | 73    | 69 | 45             | 48 | 選任警察       | 紡績女工  | 3        | 2        | 同居        |
| 16          | 72    | 69 | 45             | 43 | 機械修理工      | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 17          | 69    | 64 | 46             | 47 | カニの養殖      | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 18          | 67    | 62 | 41             | 40 | 紡績工人       | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 19          | 67    | 59 | 37             | 37 | 紡績工人       | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 20          | 66    | 62 | 41             | 40 | 紡績工人       | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 21          | 65    | 60 | 37             | 34 | 工場修理工      | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 22          | 60    | 61 | 36             | 30 | 創業中        | 紡績女工  | 3        | 3        | 同居        |
| 23          | 52    | 54 | 33             | 29 | ネット販売      |       | 3        | 3        | 同居        |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

注1：「×」は死亡。

2：No.7のF3の職業は大工・紡績女工である。

3：No.6のF2とNo.11のF2は分家した兄弟であり、それらのF1は同一人物である。

4：「同居/自炊」とはF1とF2が同居しながら食費の計算が分離している。

表 8 F 2 と既婚 F 3 の居住状態

| 世帯<br>(No.) | F2の年齢 |    | F3の年齢          |       | F3の職業    |      | 居住状態       |
|-------------|-------|----|----------------|-------|----------|------|------------|
|             | 夫     | 妻  | 息子と嫁<br>or 婿と娘 | 息子or婿 | 嫁or娘     |      |            |
| 6           | 55    | 53 | 31             | 31    | 村幹部(婦人係) | 転職中  | 別居見込(呉江市区) |
| 8           | 55    | 52 | 31             | 29    | 化学企業社員   | 一般社員 | 別居(呉江市区)   |
| 11          | 54    | 54 | 30             | 30    | 銀行社員     | 銀行社員 | 別居(呉江市区)   |
| 9           | 66    | 63 | 41             | 38    | 運転手      | 紡績女工 | 同居         |
| 10          | 53    | 51 | 35             | 29    | 一般社員     | 工場事務 | 同居         |
| 12          | 53    | 54 | 31             | 29    | 電気溶接工    | 一般社員 | 同居         |
| 13          | 58    | 54 | 32             | 30    | ネット販売    | 主婦   | 同居         |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

全員就業しているが、ほとんどが地元紡績工場の「女工」である。他の職業でも、自宅から通勤可能な職業が多い。農村工業化の発展により子世代の就職先は近隣で確保されているのである。しかし、F 3（学生を除いた既婚者と未婚者）の職業は、16人のうち7人が都市部の会社で勤務しており、蘇州市区に移住する傾向が見られる。今後、若い世代が学業や仕事のために都市に定住し、親世代と別居することにより、高齢者世帯の増加と直系家族の減少が予想される。

以上のように、開弦弓村の若者は教育の高等化、晩婚化を経験し、より良い就業をめざして都市部へ移住する傾向が強くなっている。こうした子供の教育、結婚、住宅に関わる資金の提供は、伝統にしたがって親世代の責任となっている。

注 8）本研究で対象とする開弦弓村の範囲は合併前の15の組からなる開弦弓村自然村（以下、開弦弓村とする）である。

注 9）蘇南モデルと言われる農村工業化について詳しくは、(坂下他[5]、朴他[15] [16] [18] [19])。

注10) 開弦弓村における農地転用について詳しくは、(朴他[17])。

注11) 2010年の開弦弓村の経済総収入3.1億元のうち、農業が8.2%、工業が87.2%、サービス業が4.6%である。そして、2016年には経済総収入は3.7億元まで増加したが、農業収入の割合は4.9%にまで減少し、工業とサー

ビス業が85.5%、9.6%となっている（開弦弓村誌編纂小組[4]）。

注12) 核家族は夫婦と未婚子からなる世帯であり、夫婦のみ世帯も含む。直系家族は親世代、夫婦、子供からなる3世代世帯、あるいは親世代と孫世代のみの中核世帯である。そして、複合家族は二組以上の同世代夫婦がいる世帯であり、その他は単独世帯や夫婦を含まない世帯などである。

注13) 以上の村民委員会資料は戸籍人口であり、常住人口とは必ずしも一致しない。1990年代以降は人口移動が激しくなっているためである。後述の第13組の26戸のうちに別居で戸籍が同一の世帯が3戸、同居で戸籍が異なる世帯が1戸あり、約15%の割合を示している。とはいえ、概況としては問題がないと判断した。

注14) 都市部非就業者は、都市戸籍のうち、在学生や従業員年金の個人加入者を除いた16歳以上の正規雇用されていない者である。

注15) 新しい年金制度の施行を促進するため、「一人っ子」手当を新型各種年金の一定期間の納付金に代替する措置が取られており、多くの地域でこの手当は存在しない。

注16) 近居とは、車の移動距離で1時間の距離、あるいは半径50km以内の地域である。

### Ⅲ 高齢者の生活実態

#### 1. 高齢者の収入水準

ここでは、高齢者の経済状況と老親扶養の内容について明らかにする。

表 9 は第13組の第一世代の1年間の総収入<sup>注17)</sup>の内訳を示している。ただし、ここには子供からの援助と地代は含まない。これにより年代別の特徴を明らかにしておこう。

80歳代の高齢者は労働所得がなく、公的年金が

表 9 60歳以上の第一世代の年間総収入

単位：元

| 世帯<br>(No.) | 年齢 |    | 従業員年金<br>or公務員年金 |        | 都市・農村住民<br>年金 |       | 土地換保障<br>年金 |     | その他(諸手当など) |       | 小計 | 労働所得    |        |        | 合計      |
|-------------|----|----|------------------|--------|---------------|-------|-------------|-----|------------|-------|----|---------|--------|--------|---------|
|             | 夫  | 妻  | 夫                | 妻      | 夫             | 妻     | 夫           | 妻   | 夫          | 妻     |    | 夫       | 妻      | 小計     |         |
| 10          | 86 | ×  | 0                | 0      | 4,524         | 0     | 980         | 0   | 600        | c     | 0  | 6,104   | 0      | 0      | 6,104   |
| 7           | ×  | 91 | 0                | 0      | 0             | 4,524 | 0           | 980 | 0          | 2,400 | c  | 7,904   | 0      | 0      | 7,904   |
| 11          | ×  | 84 | 0                | 0      | 0             | 0     | 0           | 980 | 0          | 7,200 | a  | 8,180   | 0      | 0      | 8,180   |
| 9           | ×  | 89 | 0                | 0      | 0             | 4,524 | 0           | 980 | 0          | 600   | c  | 11,504  | 0      | 0      | 11,504  |
| 12          | ×  | 83 | 0                | 0      | 0             | 4,524 | 0           | 980 | 0          | 600   | c  | 11,504  | 0      | 0      | 11,504  |
| 8           | ×  | 89 | 0                | 0      | 0             | 4,524 | 0           | 980 | 0          | 9,000 | ac | 14,504  | 0      | 0      | 14,504  |
| 13          | 83 | ×  | 0                | 0      | 4,524         | 0     | 980         | 0   | 24,496     | abc   | 0  | 30,000  | 0      | 0      | 30,000  |
| 14          | 73 | 70 | 0                | 0      | 4,524         | 4,524 | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 11,008  | 10,000 | 0      | 21,008  |
| 16          | 72 | 69 | 0                | 0      | 4,524         | 4,524 | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 11,008  | 25,000 | 0      | 36,008  |
| 1           | 72 | 64 | 15,600           | 0      | 4,180         | 0     | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 21,740  | 0      | 14,400 | 36,140  |
| 15          | 73 | 69 | 0                | 0      | 4,524         | 4,524 | 980         | 980 | 10,000     | b     | 0  | 21,008  | 30,000 | 0      | 51,008  |
| 3           | 64 | 55 | 0                | 14,364 | 5,040         | 0     | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 21,364  | 0      | 0      | 21,364  |
| 17          | 69 | 64 | 0                | 0      | 5,724         | 5,724 | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 13,408  | 20,000 | 0      | 33,408  |
| 4           | 62 | ×  | 0                | 0      | 4,524         | 0     | 980         | 0   | 2,400      | de    | 0  | 7,604   | 36,000 | 0      | 43,604  |
| 22          | 60 | 61 | 0                | 12,000 | 0             | 0     | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 13,960  | 30,000 | 0      | 43,960  |
| 18          | 67 | 62 | 0                | 0      | 4,524         | 4,524 | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 11,008  | 33,600 | 0      | 44,608  |
| 20          | 66 | 62 | 15,600           | 0      | 0             | 4,524 | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 22,084  | 36,000 | 0      | 58,084  |
| 21          | 65 | 60 | 15,600           | 0      | 0             | 5,040 | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 22,600  | 45,600 | 0      | 68,200  |
| 19          | 67 | 59 | 0                | 0      | 5,160         | 5,160 | 980         | 980 | 960        | d     | 0  | 13,240  | 38,400 | 24,000 | 75,640  |
| 2           | 69 | 67 | 90,000*          | 15,600 | 0             | 0     | 980         | 980 | 0          | 0     | 0  | 107,560 | 0      | 0      | 107,560 |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

注1：No.2の夫は公務員年金の受給者。

注2：諸手当の内訳：a) 定年手当：地方政府から元政府幹部の配偶者への優遇措置として支給する年金の一種(およそ生前の半額)。b) 退役軍人の年金(兵役年数によって異なる)。c) 地域福祉としての高齢者手当。d) 「一人っ子」手当。e) 民間保険の受給：No.4の受給額は月150元。

重要な収入となっている。これは都市・農村住民年金が開始された時に、年齢条件を満たしているものは自動的に「無拠出タイプ」<sup>[注18)]</sup>に加入してきたからである。年金の4,500元ほかに組を単位とする土保制度が1,000元ある。また、高齢者手当が80歳以上の農村戸籍の高齢者に対して支給されているが、80歳代と90歳代でそれぞれ年間600元、2,400元である。ほかに、旧政府職員の定年手当(No.8、No.11、No.13)、退役軍人年金(No.13)の受給者がいる。諸手当の受給額が最も多いのはNo.13で、30,000元となっている。この年代は1万元あるいはそれを割る収入水準である。

70歳代になると都市・農村住民年金は全員が受給している。これは80歳代と同様に自動的に「無拠出タイプ」に加入してきたからである。また、70歳代夫婦8名のうち就労しているのは4名であるが、漬物の小売り(No.15)、雑貨小売り(No.14)、村の清掃係(No.1)など体力をあまり必要としない仕事に就いている。年金関係で1万元から2万

元、勤労収入で1万元から3万元、合わせて2万元から5万元の所得水準である。

60歳代になると、従業員年金の受給者が17名のうち6名現れる。一般市民の場合でも12,000元から15,000元であり、都市・農村住民年金と比較して3倍程度となっている。1名しかいないが公務員年金は90,000元と桁外れに高い(No.2)。

勤労所得はほとんどが男性であり、年収3万元を超えている6名(No.4、18、20、21、19)が地元の羊毛やセーターの紡績工場に勤めており、主に雑務工(肉体労働)となっている。ほかに、紡績工場のコック(No.22とNo.19の妻)や魚類の養殖(No.17)がみられる。これに対し、女性については50歳ごろから孫の面倒を見ながら家庭主婦になるのが一般的である。この結果、60歳代では老齢年金よりも男性による労賃収入が多く、その合計額も2万元から11万元と差があるが、一般的には4万元から6万元である。

そのため、高齢者は子供からの経済的援助を必

要としないという回答が多い（後掲表10）が、医療費以外では春節や祝日に親を喜ばせるためのお小遣い程度の金品が渡されている。同居世帯の場合は、水道・電気代や食費などは高齢者の負担はほとんど無く、日常の生活用品のみを自己資金で購入している（後掲表12）。

## 2. 子供からの援助

表10は子供世代が老いた親世代に対する支援をどのように行っているのかを示している。第13組には70歳以上的高齢者が11名存在する。その中で、配偶者のいない高齢者は7名であるが、No.1は夫婦別居、No.14が再婚夫婦で、男側の家族と同居している。

身の回りの世話については、料理、洗濯、掃除、買い物などの家事の手伝いと、病気時の介護があげられる。加齢に伴い、関節の痛みや視聴力の低下により、家事の手伝い、病院への同伴、全面的介護のように徐々に子供に頼る傾向も見られる。配偶者が健在で、かつ比較的健康な高齢者は子供からの援助を必要としていないが、自力で病院に行けない場合には、子供に自家用車で病院への付き添いを依頼している。同様に、配偶者のいない7名についても健康のうちは自力で生活しているが、身体が弱ると家事の手伝いなどを依頼する。

病気時の介護については老親扶養の三つの側面

を全て有している。病気を気にかけ、発見し、ケアすることは、双方によって精神面での絆を形成する。また、病院への付き添いは生活面での世話であるし、医療費の支払いは経済面の支援である。

病気の際の介護については「近親者優先」と「男女回避」という二つの原則が見られる。「近親者優先」とは、配偶者がいる場合は、配偶者が介護者になることが当然視され、不在の場合は近居の子供、嫁いだ娘と義理の子供に介護してもらう。そして、「男女回避」とは、高齢者と同じ性別の子供が介護を行うことを優先することである。そのため、介護する子供が必ずしも主な扶養者であるとは限らない。また、要介護の高齢者が女性の場合、息子の嫁の介護に依存せず、近くに嫁いだ娘が担当するケースが多い。

調査対象の高齢者の中で、介護の必要性が高いのがNo.8のF1である。彼女は35歳に再婚したが、再婚前の息子3人と再婚後の娘1人を合わせ4人の子供を育て上げた。2018年現在（89歳）では認知症のためにはぼ寝たきりであるが、息子たちが近くにおらず、娘が全面的に介護を行っている。しかし、娘は勤務しているため、娘とその家族が仕事で留守の間は家に閉じこめられることになり、緊急時の対応が難しくなっている。

表10 子供から高齢者（70歳以上）への援助の内容

| 世帯<br>(No.) | 年齢 | 性別 | 配偶者の有無 | 子供人数(人) |    |   | 主な扶養者 | 居住状態 | 子供からの支援 |       |         |                              |
|-------------|----|----|--------|---------|----|---|-------|------|---------|-------|---------|------------------------------|
|             |    |    |        | 男       | 女  | 計 |       |      | 金銭面     | 生活面   | 病気時の介護役 | 精神面                          |
| 7           | 91 | 女  | ×      | 1没      | 1  | 1 | 孫     | 同居   | 必要なし    | 家事    | 孫       | 毎日コミュニケーション                  |
| 9           | 89 | 女  | ×      | 1       | 3  | 4 | 息子    | 同居   | 必要なし    | 家事    | 娘と嫁     | 毎日コミュニケーション                  |
| 8           | 89 | 女  | ×      | 0       | 1  | 1 | 娘     | 同居   | 年間3000円 | 全面的介護 | 娘       | 毎日コミュニケーション                  |
| 10          | 86 | 男  | ×      | 1       | 1没 | 1 | 息子    | 同居   | 必要なし    | 自力    | 息子      | 毎日コミュニケーション、耳が不自由、嫁と不仲       |
| 11          | 84 | 女  | ×      | 2       | 1  | 3 | 次男    | 同居   | 年末1000円 | 病院の同行 | 娘       | 毎日コミュニケーション、嫁と不仲             |
| 13          | 83 | 男  | ×      | 1       | 1没 | 1 | 息子    | 同居   | 必要なし    | 家事    | 息子      | 毎日コミュニケーション                  |
| 12          | 83 | 女  | ×      | 1       | 2  | 3 | 息子    | 同居   | 必要なし    | 自力    | 息子      | 毎日コミュニケーション、嫁と不仲             |
| 16          | 74 | 男  | ○      | 1       | 1没 | 1 | 息子    | 同居   | 薬代      | 自力    | 配偶者     | 毎日コミュニケーション                  |
| 14          | 73 | 男  | ○      | 1       | 1  | 2 | 息子    | 同居   | 医療費     | 病院の同行 | 配偶者     | 毎日コミュニケーション                  |
| 1           | 72 | 男  | ○      | 2       | 1  | 3 | 長男    | 別居   | 必要なし    | 病院の同行 | 配偶者     | 週一コミュニケーション                  |
| 14          | 70 | 女  | ○      | 0       | 3  | 3 | 娘     | 別居   | 年間3000円 | 自力    | 配偶者     | 年3回コミュニケーション<br>再婚家族と同居(連れ子) |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

### 3. 家族に対する高齢者の貢献

老親扶養の精神面については、高齢者の精神的安定のために子世代からの支援がどう位置づくか、また、その内容、頻度、質などの客観的な指標がないためその評価は難しい。しかし、核家族化と子供の別居傾向が強まり、食事や医療以外に、高齢者の精神的健康がますます重視されるようになっている。

高齢期を前期、中期、後期に分けると、前期では余裕があり、子世代をサポートしている時期である。中期では高齢者はサポートの余裕は持たないが自立している時期であり、後期では自立ができなくなる時期である。できる限り子世代をサポートし、迷惑をかけないことが高齢者の立場であり、自立が可能でなくなった時点で子供に依存するひとつの準備と考えられる。以下では、子世代へのサポートの実態を3つの局面について述べる。

#### 1) 祖母による孫の養育

「祖母」は孫からの呼称であるが、直系3世代家族のF1(親世代)の女性<sup>(注19)</sup>であり、子世代をサポートする余裕がある前期高齢者でもある。

表11は学齢前の幼児の養育の理想的な担当者と現実を示している。誰が理想的であるかについては、70歳以上の回答者は祖母(F1)であるとするが、60歳代になると少し考えが柔軟になり、50歳代ではむしろ「幼児の親」を理想とする回答が多い。現状はというと、祖母が担当するのが一般的である。祖母が孫の育児を行うことは開弦弓村の習慣<sup>(注20)</sup>であり、しかも年輩の母親よりも若い嫁の方が働き手としての優位性があると考えられている。したがって、50歳代の祖母は孫が生まれると自主的に退職して孫を養育するケースが多いのである。

#### 2) 家庭における生活費・家事の分担

子供(F2)が結婚しても親(F1)からの支援はまだ終了していない。表12は同居世帯における生活費と家事の主な担当者を示している。F1のうち、No.14からNo.23の高齢者(80歳未満)は夫婦が健在であるが、世帯の食費や水道光熱費のほとんどはF1が負担している。家事の分担について、料理はF1が担当しているが、掃除・洗濯に

表11 学齢前幼児の主な養育担当者

| 調査対象<br>No. 年齢 | 現状      | 理想                  |
|----------------|---------|---------------------|
| 14 73          | 祖母      | 祖母/曾祖母              |
| 15 73          | 祖母      | 年寄り世代の仕事            |
| 17 69          | 祖母      | 家族の状況による、誰でもいい      |
| 2 69           | 双方の祖母   | 幼児の親                |
| 20 66          | 祖母      | 祖母、経済的負担が大きい場合は幼児の親 |
| 9 63           | 祖母と母親   | 未回答                 |
| 18 62          | 祖母      | 祖母                  |
| 21 60          | 祖母      | 未回答                 |
| 19 59          | 祖母      | 未回答                 |
| 6 55           | 祖母      | 幼児の親                |
| 3 55           | 祖母      | 祖父母、父側か母側かは要相談      |
| 11 54          | 祖母      | 子女の希望による            |
| 5 54           | 祖母      | 未回答                 |
| 12 54          | 祖母      | 未回答                 |
| 13 54          | 母親と祖母   | 幼児の親か祖母             |
| 23 52          | 母親      | 幼児の親                |
| 8 52           | 祖母とヘルパー | 祖父母か幼児の親            |
| 10 51          | 祖母      | 祖母                  |
| 16 45          | 祖母      | 幼児の親と祖母             |
| 22 36          | 祖母      | 未回答                 |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

表12 同居世帯の生活費と家事の分担

| 世帯<br>(No.) | F1の年齢 |    | 生活費   |          | 家事     |       |    |
|-------------|-------|----|-------|----------|--------|-------|----|
|             | 夫     | 妻  | 食費    | 光熱<br>水費 | 料理     | 掃除    | 洗濯 |
| 23          | 52    | 54 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 22          | 60    | 61 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 21          | 65    | 60 | F1・F2 | F2       | F1orF2 | F1・F2 |    |
| 20          | 66    | 62 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 19          | 67    | 59 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 18          | 67    | 62 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 17          | 69    | 64 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 16          | 72    | 69 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 15          | 73    | 69 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 14          | 73    | 70 | F1    | F1       | F1(母)  | F1・F2 |    |
| 13          | 83    | ×  | F2    | F2       | F2(嫁)  |       |    |
| 12          | ×     | 83 | F2    | F2       | F2     | F1・F2 |    |
| 11          | ×     | 84 | F1・F2 | F2       | F2     |       |    |
| 10          | 86    | ×  | F1・F2 | F2       | F1     |       |    |
| 9           | ×     | 89 | F2    | F2       | F2(嫁)  |       |    |
| 8           | ×     | 89 | F2    | F2       | F2(娘)  |       |    |
| 7           | ×     | 91 | F3    | F3       | F3(嫁)  |       |    |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

注：No.7のF2がいない。

注：「F1・F2」とは、世代の食事・掃除・洗濯が別々に行われている。

についてはそれぞれの世代が各自に行っている。前述のように、嫁・娘を就業させ、年輩の母親が家に戻って孫の養育と家事を担当するという家族内分業が一般的に見られる。そして、孫が幼稚園に進学すると、年輩の母親がそのまま家庭の主婦となることが多い。

そして、80歳以上の高齢者（7名）は配偶者と死別し、健康などの要因により子世代に依存している。一部の者は自炊、自分の世話程度（No.10、11、12）をしており、元気な者はF 2の家事（No.11）まで負担している。

注17) 国家統計局（2019）のデータによると、2018年に全国平均の一人当たり年間総収入は28,228円（100円≒6.5円）であり、そのうちに、都市部は39,251円、農村部は14,617円である。

注18) 2009年から実施している新農保は拠出年金と無拠出年金という二種類があり、2018年の無拠出年金受給額は月377円である。

注19) 直系4世代の家族である場合に、孫（F 4）の養育は主にF 2の祖母によって担われ、F 1の曾祖母ではない。

注20) この習慣について費孝通も次のように述べている。「息子が結婚して孫をもうけると、母親はこの時およそ40歳位であり、一般にもう田に出る」のではなく、「家で小さい孫の世話をしたり家事労働に従事したりする」（費[20]、p.312）

## IV 高齢者の自立意識と互恵

### 1. 高齢者の自立意識

表13は75歳以下の高齢者の今後の生活費の理想的な支援元について示したものである。生活費の出所では、年金と勤労所得で自立しようとする傾向が強く現れている。所得の確保が高齢者の自立意識を高め、自立する能力も強まっている。また、定年になっても労働能力があるうちは働き続けることへのモチベーションは子供や孫のための貯金

表13 高齢時の生活費援助の理想と今後の計画

| 調査対象 |    | 理想的な生活費の支援元 |         |         | 今後の計画                             |
|------|----|-------------|---------|---------|-----------------------------------|
| No.  | 年齢 | 第1          | 第2      | 第3      |                                   |
| 14   | 73 | 年金          | 勤労所得    | 子供からの援助 | 孫の結婚のために貯金する。                     |
| 15   | 73 | 年金          | 子供からの援助 | 未回答     | 子供の結婚用マンションの購入資金を積み立てる。           |
| 1    | 72 | 年金          | 勤労所得    | 未回答     | 孫娘の大学進学のための学費を全額負担する。             |
| 2    | 69 | 年金          | 未回答     | 未回答     | 特になし。生活は年金だけで十分である。               |
| 17   | 69 | 勤労所得        | 年金      | 子供からの援助 | 子供のために貯金する。                       |
| 20   | 66 | 勤労所得        | 年金      | 未回答     | 娘夫婦のローンの返済の肩代わりをする。               |
| 21   | 65 | 勤労所得        | 年金      | 子供からの援助 | 70歳まで働かないと周りから非難される。病氣時に備えてお金を稼ぐ。 |
| 9    | 63 | 年金          | 勤労所得    | 未回答     | 体調の良い時は仕事する。娘には頼れない。              |
| 4    | 62 | 勤労所得        | 年金      | 子供からの援助 | 病氣時に備えて、民間の健康保険に加入する。             |
| 18   | 62 | 勤労所得        | 年金      | 未回答     | 貯金がなく、家屋リフォームの借金を返済中。             |
| 19   | 59 | 勤労所得        | 年金      | 子供からの援助 | 可能な限り働く。病氣になったら、息子に頼る。            |
| 3    | 55 | 勤労所得        | 年金      | 未回答     | 特になし。                             |
| 12   | 54 | 年金          | 勤労所得    | 子供からの援助 | 夫が働き続ける。                          |
| 5    | 54 | 年金          | 勤労所得    | 子供からの援助 | 夫婦ともに働き、息子の住宅ローンの返済に協力。           |
| 13   | 54 | 勤労所得        | 未回答     | 未回答     | 特になし。                             |
| 8    | 52 | 年金          | 子供からの援助 | 未回答     | 都市年金に加入する予定。                      |
| 10   | 51 | 子供からの援助     | 年金      | 未回答     | 特になし。子供に頼る。                       |

資料：2018年の聞き取り調査により作成。

であることが多い。

高齢者にとって子供から援助を受けるのは最後の手段であると考えていい。子供に負担をかけず、邪魔にならないようにするのも子世代へ一種のサポートと考えられる。

高齢者の自立意識が居住地の希望にも反映している。調査によると、年齢・性別を問わず、23名の調査対象者のうち、村外の子供の家より開弦弓村に住み続けたいという選択が80%強を占めている。残りの20%は子供との同居を望み、都市での居住も可能であるとしている。さらに、今後の居住地を子供の意志で決定するという回答は2名、家事と育児の責務が終了した場合は帰村するとの回答もあった。このため、高齢者の理想的な生活は扶養されるのではなく自立することにあると言える。

## 2. 利他＝利己

伝統的社会での世代交代のポイントは財産の継承と老親扶養という両者の交換にあり、いわゆる「養児防老」（老後の生活を保障するために子供を育てる）と言われる（費[20]）。この考え方に80%以上の農村高齢者が同意しており、主流の考え方として根強く残っている（王[28]）。高齢期の生活を保障するために、子供を育て、結婚させ、持続的にサポートすることがある種の「対価」として考えられている。積極的に子世代の「世話」を焼く」ことで親子間の円滑な関係が保たれ、「対価」の支払いが必要であっても、最終的に高齢者にとって有利である。しかも、その「対価」は子供の安全、健康、幸福につながり、高齢者の精神面に安定をもたらすことができる（穆[21]）。

このように、一般的に高齢者が健康であるうちに、できる限り子世代のサポートをし、子世代との良好な関係を保っている。そして、サポートする余裕がなくなる期間には子供に迷惑をかけずにセルフケアに専念する。最期に子供から扶養され、

「善終」の結果を迎えるのである。つまり、子世代への支援期間の長期化、そして高齢者の高い自立意識が世代間の互惠関係を維持し、最期の生活が子世代によって保障される。

## V おわりに

本論の課題は、開弦弓村における経済的・生活的・精神的側面で高齢者の生活を検討し、農村部では先進的な中間タイプの老親扶養の性格を明らかにすることであった。

少子高齢化が進んでいる開弦弓村では、家族の大半は3世代同居の直系家族であり、多くの高齢者は子供と同居し、年金で生活費を賄いながらできるだけ自立して暮らしている。しかも、高齢者が積極的に子供の生活に参加しており、子世代への支援期間の長期化が見られた。そこで、老親扶養の性格を子世代からの経済的援助、身の回りの世話、精神的支援の側面から考察した。

まず、高齢者は年金があるため子供からの経済的支援を受けないケースが多いが、入院など年金で対応できない場合には、子供からの多面的な援助を求めている。そして、身の回りの世話については、「近親者優先」と「男女回避」という原則がみられた。配偶者がいない高齢者は健康状態の悪化に伴い、家事の手伝い、病院への同伴、全面的介護のように徐々に子供に依存する傾向にある。最後に、精神的支援については、持続的に子世代のサポートをし、自立を維持しながら、子世代の幸福に貢献するのが「支援」の内容であった。そして、最期の生活が子供によって保障されることは高齢者の精神的な安らぎにつながる。

このように、年金による自立能力の向上に伴い、高齢者の子世代への経済面の依存度が低くなり、老親扶養は生活面と精神面でのサポートが中心となる。高齢者は基本的に自立しているが、本格的な援助は自立能力を失ってから亡くなるまでの相

対的に短期間に集中している。このことはいわゆる高齢者の最期においては、現在の中国農村部では年金や養老施設などの社会的扶養に依存できないことを示している。年金のおかげで、高齢者の自立能力が向上し、自分の日常生活がある程度保障されている。そのうえで、子世代と交換できる資源が多くなっており、世代間の持続的な交換による互惠関係が強化されている。このように、円滑な親子関係が保持されることで、現行の社会保障制度が届かない所で、特に高齢者の重病に対する集中的なケアなどがその子供によって担われているのである。

蘇南地域に代表される東部沿海地域は最も経済的に発達している地域であり、教育の高度化がもたらされた。教育の高度化は教育の長期化であり、子育て期の延長と若者の晩婚化が予想される。一般の直系三世代家族を想定すると、第三世代は大学を卒業し、結婚し、そして一人前の労働力になるのが30歳となることもめずらしくはない。この時、第二世代は50歳代に至っており、すでに子供の教育・結婚に精一杯の努力をしている。さらに、第四世代が生まれると、また様々な援助を与えなければならぬ。70歳代の第一世代は労働能力の喪失によって年金で基本的な生活を維持することになるが、重病などで介護が必要される時には、第二世代の責任が発生する。このため、子供に援助することと老親扶養という二重の義務を負わざるを得ない中年の第二世代は限界にぶつかると、老親扶養の実行が困難になる事態が発生する。このことから、外部からの支援体制を早急に確立することが求められているのである。

## 参考文献

- [1] 于洋・何立新等『中国の社会保障制度の現状と動向』日本学術振興会、2013
- [2] 郭于華「世代間関係における公平論理とその変遷—河北農村養老事件の分析」『中国学術』第4期、pp.221-254、2001(中文)
- [3] 開弦弓村誌編纂小組『開弦弓村誌』蘇州人民出版社、2015(中文)
- [4] 開弦弓村誌編纂小組『開弦弓村誌』方志出版社、2017(中文)
- [5] 坂下明彦・朴紅・市来正光「中国蘇南地域における農業生産システムの変化と土地問題—江村の追跡調査(1)」『農経論叢』、第62集、pp.15-24、2006
- [6] 蔡昉・葛強等『中国農村老年人口の養老保障：挑戦と展望』、世界銀行、2012(中文)  
<http://documents.shihang.org/curated/zh/703791468217159934/The-elderly-and-old-age-support-in-rural-China-challenges-and-prospects>
- [7] 謝舜方・曹雪娟他『江村七十年』南京師範大学出版社、2010(中文)
- [8] 肖倩「農村家庭養老問題と世代間権力関係の変遷」『人口と発展』第16巻第6期、pp.52-59、2010(中文)
- [9] 鐘曉慧・何式凝「協商式親密関係：一人っ子世帯の親からみた親子関係と孝道に対する期待」『開放時代』第1期、pp.1-22、2014(中文)
- [10] 鐘漲宝・路佳・韋宏耀「逆反哺、農村父母から既婚子供家庭への支持研究」『学習と実践』第10期、pp.92-103、2015(中文)
- [11] 陳皆明「投資と老親扶養—都市住民世代間交換の原因結果への分析から」『中国社会科学』第6期、pp.131-145、1998(中文)

- [12] 陳柏峰「世代間関係変動と老人自殺－湖北省京山農村への研究」『社会学研究』第4期、pp.157-176、2009（中文）
- [13] 中国高齢者權益保障法、2018
- [14] 常向群著、毛明華訳『関係あるいは礼尚往来－江村における互惠・社会的セーフティネット・社会創造に関する研究』遼寧人民出版社、2009(中文)、および朴紅書評『日中社会学研究』19、pp.206-208、2012
- [15] 朴紅・坂下明彦・市来正光「中国蘇南地域の農村工業化と就業構造－江村の追跡調査(2)」『農経論叢』第62集、pp.25-37、2006
- [16] 朴紅・市来正光・坂下明彦「中国蘇南地域における農家の就業構造の特質 第13組のモノグラフィー－江村の追跡調査(3)」『農経論叢』第67集、pp.71-84、2008
- [17] 朴紅・坂下明彦・姚富坤「中国蘇南地域における農地転用と農地調整－江村の追跡調査(4)」『農経論叢』第65集、pp.117-130、2010
- [18] 朴紅・坂下明彦・姚富坤「蘇南地域における農村企業の展開と出稼ぎ労働者－江村の追跡調査(7)」『農経論叢』第67集、pp.83-95、2012a
- [19] 朴紅・坂下明彦・姚富坤「蘇南地域における農村工業の転換と雇用吸収力－江村の追跡調査(6)」『農経論叢』第67集、pp.73-81、2012b
- [20] 費孝通著、横山廣子訳『生育制度：中国の家族と社会』東京大学出版社、1985
- [21] 穆光宗「老年人口の精神扶養問題」『中国人民大学学報』第4期、pp.124-129、2004（中文）
- [22] 袁輪明子「自活、家族扶養、社会的扶養をめぐる理解とその変遷」『貧困研究』第7号、pp.46-57、2014
- [23] 森岡清美・望月嵩共著『新しい家族社会学』培風館、1997
- [24] 李国珍『村庄家庭養老秩序の変遷研究-湖北某村李氏家族盛衰変遷を例に』『南方人口』第28卷第6期、pp.26-33、2013（中文）
- [25] 王躍生「中国家庭世代間関係の理論分析」『人口研究』第32卷第4期、pp.13-21、2008（中文）
- [26] 王躍生「家庭構造変動分析－2010年人口センサスによる」『中国社会科学』第12期、pp.60-77、2013(中文)
- [27] 王建民「逆家長制はいかに形成されたのか－時系列的社会学分析による」『江海学刊』第2期、pp.110-115、2012（中文）
- [28] 王一笑「老年人「養兒防老」觀念への影響要素分析－中国老年社会追蹤調査による」『調研世界』第1期、pp.11-17、2017（中文）

（2020年10月12日受理）